

所管部課		教育部教育総務課			部長		田口 茂夫		
件 名		東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について			区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則								
	部課機関								
1. 要 旨									
食材料費の価格高騰を踏まえ、学校給食の質の維持・向上に必要な学校給食費とするため、学校給食費の改定をしたことや、子ども・子育て支援施策の推進のため、令和7年1月から実施予定の学校給食費の無償化に伴い、所要の改正を行うものである。									
(1) 主な改正点									
① 下表のとおり、給食費の額を改正									
		1食あたりの金額			月 額				
		現行の給食費	改定額	改定後の給食費	現行の給食費	改定額	改定後の給食費		
小学生	1年生	250 円	50 円	300 円	4,230 円	850 円	5,080 円		
	2年生				4,370 円	870 円	5,240 円		
	中学年	270 円	50 円	320 円	4,720 円	870 円	5,590 円		
	高学年	290 円	50 円	340 円	5,070 円	870 円	5,940 円		
中学生		330 円	60 円	390 円	5,550 円	1,010 円	6,560 円		
② 附則第3項に給食費の納入の特例の規定を追加									
令和7年1月以後の月分の児童又は生徒の保護者に係る給食費を無償化することに伴い、当分の間、児童又は生徒の保護者による納入を要しないものとする規定を追加する。									
(2) 施行日									
令和7年1月1日から施行する。									
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)									
(1) 総務課において審査済み。									
(2) 令和6年12月16日 第3回東大和市学校給食センター運営委員会から答申									
(3) 12月16日 東大和市学校給食センター設置条例第6条に基づく市長協議済み。									
(4) 12月23日 令和6年第12回東大和市教育委員会定例会で承認済み。									
3. 留意事項 (問題点等)									
4. 主管部処理案 (検討結果等)									
庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。									
5. 審議結果									

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。